

## ジャパンデータストレージフォーラム規約

### (名称)

第1条 1. 本フォーラムの名称は、ジャパンデータストレージフォーラム(英文名 Japan Data Storage Forum 略称「JDSF」とする。

### (目的)

第2条 1. 本フォーラムは、データストレージ市場の発展、データストレージの普及、並びにデータストレージのユーザー及び会員の啓蒙を目的とする。

### (活動内容)

第3条 1. 本フォーラムは、次の活動を行う。  
(1) 基礎調査・技術セミナー。  
(2) データストレージの改良・相互接続等の検討会。  
(3) ホームページの設置、セミナー開催、雑誌への広告や投稿、及びショーへの出展等の広報活動。  
(4) その他フォーラムの目的を達成するために必要な活動。  
2. 本フォーラムは、前項の活動のため、必要に応じ、部会を置くことができる。

### (入会)

第4条 1. 本フォーラムの会員(以下「会員」という)になることを希望する企業は、所定の入会申込書を第15条に定める事務局に提出し、理事会の承認を得て加入することができる。  
2. 前項の入会希望企業は、入会申込に際してその企業に属する者で本フォーラムの活動における担当者(以下「登録メンバー」という)を指名し、届出るものとする。  
3. 会員が登録メンバーを変更する場合は、速やかに所定の変更申込書を事務局に提出し、理事会の承認を得るものとする。

### (会員の種類)

第5条 1. 会員の種類は、正会員、個人会員および特別会員の三種類とする。  
(1) 正会員とは、データストレージ関連商品の販売企業、SI企業及びメーカー企業(海外企業の日本支店含む)をいう。  
(2) 個人会員とは、入会条件を満たさない個人をいう。  
(3) 特別会員とは、前号に該当しないもので、本フォーラムの趣旨に賛同し、特に加入を認められた企業、団体及び個人をいう。

### (会員の権利義務)

第6条 1. 会員の権利  
(1) 正会員は、本フォーラムの部会に出席し、また、本フォーラムのその他の活動に参加することができる。  
(2) 特別会員は、理事又は部会長の事前承認を得て、本フォーラムの部会に出席し、或いはその他の活動に参加することができる。  
(3) 正会員及び特別会員は、総会に出席することができるが、特別会員は議決権を有しないものとする。  
(4) 個人会員は、本フォーラムの活動に参加できないが、本フォーラムの制作物を入手



することができる。

## 2. 会員の義務

- (1) 会員は本規約、本フォーラムの決定及び方針を遵守し、本フォーラムの目的を達成するために最善の努力を行う。
- (2) 会員は、第3条に定める本フォーラムの活動に、積極的に参加する。
- (3) 会員は、年会費、特別会費、部会活動費その他総会の決議による会費又は費用を支払う。

(会費)

### 第7条 1. 年会費

- (1) 正会員および個人会員の年会費は付表1のとおりとする。
- (2) 特別会員の会費については、理事会の決定により、前号の年会費を減額し、又はこれを免除することができる。
- (3) 年会費は第17条に定める本フォーラムの会計年度毎に徴収するものとする。

### 2. 特別会費

本フォーラムは、前項以外の会費の徴収が必要になった場合、総会の決議により会員に特別会費を請求できる。

### 3. 部会活動費

前二項の会費の他、本フォーラムの各部会の活動に関し、費用を徴収する必要がある場合は、各部会の決議に基づき、当該部会に参加する登録メンバーが所属する会員に活動費の拠出を求めることができる

4. 会員は前三項の会費その他支払わなければならない費用を事務局の指定日までに支払うものとし、期日までに入金されない場合、その会員は自ら退会したものとみなす。
5. 既納の会費その他拠出金品は如何なる場合といえども返還されない。

(成果物・ロゴ)

- ### 第8条 1. 会員は、本フォーラムの実施する調査、検討、実験及びその他の活動の成果(以下「成果物」という)、並びに本フォーラムのロゴを本フォーラムが別途定める規定に基づき利用できる。

(総会)

### 第9条 1. 総会は、正会員をもって構成する。

2. 定期総会は毎年1回5月までに開催する。また臨時総会は理事会が必要と認めた時に開催する。なお、臨時総会は郵送、電子メールなどの形式を以って開催することができる。
  3. 総会の決議は、正会員の2分の1以上が出席し(委任状による出席を含む)、出席した正会員の議決権の過半数をもって決し、賛否同数の場合は理事長の決するところによる。但し、第21条2項の除名の決議は総会に出席した正会員の議決権の3分の2以上をもって決する。なお、郵送、電子メールなどの形式にて開催される臨時総会の場合は、投票を以って出席とみなすものとする。
  4. 総会の前日までに入会を認められた正会員は、1票ずつの議決権を有する。
  5. 正会員は代理人によりその議決権を行使することができる。但し、代理人は本フォーラム所定の代理人出席届または委任状を事務局に提出することを要する。
  6. 総会は、本フォーラムの設立及び解散を議決する他、次に掲げる事項を議決する。
    - (1) 規約の制定及び改正。
    - (2) 理事及び監事の選任及び解任。
    - (3) 基本運営方針、活動計画、収支予算の承認。
-



- (4) 活動報告、会計報告の承認。
- (5) 会員の除名。
- (6) その他、本フォーラムの運営に関する重要な事項。
7. 総会の招集は、理事会の決定により、理事長がこれを行い、開催日の2週間前までに開催の日時、場所、決議事項及び開催方法を、書面または電子メールをもって会員に通知する。
8. 総会においては、原則として理事長が議長となるものとし、理事長に事故があるときは、副理事長が議長となる。なお、副理事長にも事故があるときは、理事の互選により指名された理事が議長となる。

(理事)

- 第10条
1. 本フォーラムには、理事3名以上15名以内を置き、理事のうち、理事長を1名及び副理事長を2名以下とする。
  2. 理事は、原則として総会において正会員の登録メンバーから選任する。
  3. 理事の任期は、2年間とする。但し、再任を妨げない。
  4. 理事がその任期の途中で正会員の登録メンバーでなくなった場合、その地位を失う。但し、当該理事が別の正会員の登録メンバーとなった場合はこの限りではない。
  5. 本フォーラム運営上必要な場合、もしくは期中に理事が退任した場合は、期中において理事会の承認により理事を追加・補充することができる。この場合の理事の任期は総会で選出された理事の残任期間と同一とする。
  6. 理事は、任期満了後においても、後任者が就任するまでその職務を行う。
  7. 理事の報酬は、総会において特に決議のあった場合を除き、支給しない。
  8. 理事は理事会を構成し、総会の決議に従って会務を執行する。
  9. 理事長、副理事長は、理事会において理事の互選により定める。
  10. 理事長は、総会が個別に定める事項について本フォーラムを代表し、また、総会及び理事会を招集する。
  11. 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故がある時はその職務を代行する。

(名誉理事長)

- 第11条
1. 名誉理事長を置くことができる。
  2. 名誉理事長は理事会において選任または解任できる。
  3. 名誉理事長は理事長経験者であること。
  4. 名誉理事長は理事会の議決権を持たない。

(理事会)

- 第12条
1. 理事会は、次の事項を審議決定するため、必要に応じて理事長の招集に基づいて、随時開催する。
    - (1) 総会に提出すべき事項。
    - (2) 総会から委任された事項。
    - (3) 理事長が特に必要と認めた事項。
    - (4) その他、総会の議決を要しない会務の執行。
  2. 理事会は理事の3分の2以上の出席(委任による出席を含む)がなければ、開会することができない。
  3. 理事会の意思決定は、出席理事の3分の2以上(委任による出席を含む)をもって行う。
  4. 理事は代理人により、理事会の意思決定に参加することができる。但し、代理人は本
-



フォーラム所定の委任状を事務局に提出することを要する。

(監事)

- 第13条
1. 本フォーラムには、監事1名を置く。
  2. 監事は、会員又は会員以外の専門家で理事会が推薦した者から総会において選任する。
  3. 監事は、本フォーラムの会計を監査する他、理事の業務執行を監査する。
  4. 監事は、随時理事会に出席することができる。
  5. 監事に対して報酬を支払う場合は、理事会において決定する。

(委任)

- 第14条
1. 本規約に定めるものの他、本フォーラムの運営上必要な事項は、理事会において別に定める。

(事務局)

- 第15条
1. 本フォーラムの事務処理のため、事務局を置く。
  2. 事務局所在地をもって本フォーラムの事務所所在地とする。
  3. 事務局の統括は、理事会が行う。
  4. 事務局を外部企業に委託することができる。

(資産および経費)

- 第16条
1. 本フォーラムの資産は、会費、寄付金及びその他の収入をもって構成する
  2. 本フォーラムの資産は、理事長が管理し、その管理方法は、理事会の議決による。
  3. 本フォーラムの運営上必要な経費は、資産をもって当てる。

(会計年度)

- 第17条
1. 本フォーラムの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。
  2. 監事は、年度末に会計監査を行い総会で報告する。

(守秘義務)

- 第18条
1. 会員は、本フォーラムに関するすべての情報並びに他の会員から提供される情報(以下「情報」という)であって秘密の情報(以下「秘密情報」という)を、秘密情報を開示する会員(以下「開示者」という)の事前の文書による承諾なしに、第三者に開示してはならない。
  2. 会員は、開示者の事前の文書による承諾なしに、秘密情報を本フォーラムの目的以外に使用してはならない。
  3. 秘密情報には、以下の情報は含まれないものとする。
    - (1) 開示の時点で既に公知であるもの。もしくは、秘密情報を受領する会員(以下「受領者」という)の責に帰すべき理由によらず公知となった情報。
    - (2) 受領者が開示者より開示される以前から正当に保持していた情報。
    - (3) 受領者が独自に創作した情報。
    - (4) 受領者が開示の権限を有する第三者から守秘義務なしに適法に受け取った情報。

(営業活動)

- 第19条
1. 本フォーラムは、会員が独自に行う営業活動、又は第三者及び他の会員と共同して行う営業活動を妨げるものではない。

(禁止行為)

---



- 第20条 1. 会員は、他の会員の誹謗、中傷、及び他の会員の業務を妨害する言動をしてはならない。
2. 会員は、本規約に基づく権利及び義務を第三者に譲渡し、又は担保に供し、その他の処分をしてはならない。
3. 会員は、本フォーラムの活動において、第三者の権利(著作権等の知的財産権ならびにプライバシー等)を侵害、または侵害する恐れのある行為、その他、なんらかの不利益・損害を与える行為や、その恐れのある行為をしてはならない。

(退会)

- 第21条 1. 本フォーラムからの退会を希望する会員は、書面をもってその旨を届けなければならない。
2. 会員が本規約に違反した場合、総会の決議により、会員は本フォーラムから除名される。
3. 退会した会員及び除名された会員は、退会後も第18条に定める義務を遵守する。
4. 退会した会員は退会後も退会前に入手した第8条に定める成果物を本フォーラムが別途定める規定に従って利用できる。

(法令の遵守)

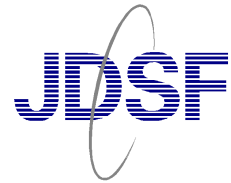
- 第22条 1. 会員は、本フォーラムの活動に際して、関係法令一切を遵守する。

(反社会的勢力の排除)

- 第23条 1. 会員は、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者(以下、「反社会的勢力」という)のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等に属する者ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約することとする。
2. 会員が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの催告をすることなく退会させることができ、会員に損害が生じてもこれを賠償することを要しない。
- (1) 会員が反社会的勢力に該当すると認められるとき
  - (2) 会員の経営に反社会的勢力が実質的に関与していると認められるとき
  - (3) 会員が反社会的勢力を利用していると認められるとき
  - (4) 会員が反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
  - (5) 会員の役員もしくは経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
  - (6) 会員または第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動、暴力および風説の流布・偽計・威力を用いた信用棄損・業務妨害その他これらに準ずる行為に及んだとき

(付則)

- 本規約は2017年4月27日から施行する。  
本規約は日本法により解釈されるものとする。
-



|      |    |              |
|------|----|--------------|
| 第1版  | 初版 | 1998年 7月 6日  |
| 第2版  | 改訂 | 2000年 4月20日  |
| 第3版  | 改訂 | 2000年 9月 4日  |
| 第4版  | 改訂 | 2002年 4月11日  |
| 第5版  | 改訂 | 2003年 4月24日  |
| 第6版  | 改訂 | 2004年 4月26日  |
| 第7版  | 改訂 | 2005年 4月28日  |
| 第8版  | 改訂 | 2007年 4月20日  |
| 第9版  | 改訂 | 2009年 11月18日 |
| 第10版 | 改訂 | 2011年 4月22日  |
| 第11版 | 改訂 | 2017年 4月27日  |

付表1. 年会費

| 会員区分 | 年会費額              | 登録メンバー数 | HPリンク | YP製品掲載数 | YP製品リンク | 備考   |
|------|-------------------|---------|-------|---------|---------|--|
| 正会員  | 150,000円          | 5       | あり    | 10      | あり      | 1. 期中において登録メンバーの変更が可能。<br>2. 登録メンバーが5名を超える場合は、1名あたり1万円を加算することとする。<br>3. FCIA-J会員は、別に定めるFCIA-J会費を徴収することとする。 |
| 個人会員 | 6,000円            | 1       | なし    | なし      | なし      |  |
| 特別会員 | 規約第7条1項(2)の規定に基づく |         |       |         |         |  |

注:HP:ホームページ YP:イエローページ

FCIA-J:Fibre Channel Industrial Association Japan